

# 香川県公式観光サイト「うどん県旅ネット」バナー広告実施要綱

## (目的)

第1条 この実施要綱は、公益社団法人香川県観光協会（以下「協会」という。）が運営する香川県公式観光サイト「うどん県旅ネット」への広告掲載を適正に行うために必要な事項を次のとおり定める。

## (広告の位置)

第2条 広告の位置は、原則として「うどん県旅ネット」トップページ下段とする。

## (広告の種類)

第3条 広告の種類は、バナー広告とする。

## ■ (広告の範囲)

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先サイトの内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 政治性又は宗教性のあるもの
- (2) 社会問題についての主義・主張
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) 法令、規則等に反するもの
- (9) その他掲載する広告として適当でないと協会が認めるもの

## (広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ  
縦47ピクセル・横160ピクセル
- (2) 形式  
JPEG形式
- (3) データ容量  
30KB以下

## ■ (広告の禁止表現)

第6条 原則として次の各号に掲げる表現の広告は、掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの  
(例)「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(例) 高速に点滅するイメージ、高速に振動するイメージ、画面の反転表示・点滅等

(3) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(4) 閲覧者が協会の事業に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

(例) 「春の観光キャンペーン実施中」、「おすすめ観光スポット」等の表現

(5) その他広告の表現として適当でないもの

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1か月単位とし、複数月の広告掲載の申し出があった場合は、その掲載期間を複数月とする。ただし、同一年度内の場合に限る。

2 広告を掲載する開始日は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。

3 広告を掲載する終了日は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

(リンク先の変更)

第8条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して5日前までに協会に届け出るものとする。

(広告掲載の取消し)

第9条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 協会の請求の日から起算して30日を経過する日までに広告料金が納付されないとき。

(2) 協会が「うどん県旅ネット」への広告掲載を継続することが適切でないと判断したとき。

2 協会は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主に対し、理由を付して書面により通知するものとする。

(広告掲載料)

第10条 広告の掲載料は、1枠当たり月額8,000円（消費税及び地方消費税別）とする。ただし、協会会員は掲載料を10%割引とする。

(広告掲載申込の受付)

第11条 広告掲載の申込の受付は、先着順とする。ただし、協会会員は優先的に受け付けるものとする。

(広告掲載料の返還)

第12条 徴収した広告料金は還付しないものとする。ただし、広告主の責に帰すべき事由がなく、掲載すべき広告を掲載しなかった期間が1日を越える場合、又は特別の事由があると認められるときは、この限りではない。

2 機器等の保守や工事、天災や事変等の非常事態、不慮の事故等の止むを得ない理由で、「うどん県旅ネット」の運用を一時的に停止した場合、前項ただし書の規定は適用しない。

3 第1項ただし書の場合において還付する額は、日割り計算により算出するものとする。なお、当該還付する金額には利息を附さない。

附 則  
(施行期日)  
この要綱は平成19年11月1日から施行する。

附 則  
(施行期日)  
この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則  
(施行期日)  
この要綱は平成23年12月1日から施行する。

附 則  
(施行期日)  
この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則  
(施行期日)  
この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則  
(施行期日)  
この要綱は令和2年3月23日から施行する。

